

平成 22 年 4 月 20 日

郵政改革に関連する法案骨子の公表について

社団法人 全国地方銀行協会
会 長 小 川 是

本日、郵政改革に関連する法案の骨子（以下「骨子」）が公表されました。

これまで、地銀界は、政府出資が残るなど公正な競争条件が確保されない状況では、ゆうちょ銀行が業務範囲の拡大等を行うべきでないのはもちろんのこと、むしろ業務範囲の絞り込みや預入限度額の引き下げなどの検討が必要になると申し述べてきました。

こうした主張にもかかわらず、今回の骨子や 3 月 24 日付「郵政改革に関連する諸事項等について」において、新規業務を開始する場合の手続きを「届出制」とすることや、預入限度額の 2,000 万円への引き上げが、政府の方針として示されたことは甚だ遺憾です。

今回の法制化の過程において、次の点を十分に踏まえた検討が行われることを強く希望します。

政府出資が恒久的に残るゆうちょ銀行は、官業そのものであり、民業補完としての位置付けを明確にすること。

預入限度額の引き上げは、規模の小さな金融機関や経済状況の弱い地域にとりわけ大きな影響を及ぼしかねず、地域における金融システムの安定を大きく損なうのではないかと憂慮される。預入限度額については、維持もしくは引き下げの方向で再検討すること。

業務範囲は、民業補完の観点から極めて限定的に取り扱うこととし、新規業務について現行の「認可制」を維持すること。

有識者によって構成される郵政改革推進委員会が、真に中立的な立場で、民間金融機関との公正な競争条件の確保や地域経済・地域金融機関への影響を定期的にチェックし、実効性のある改善勧告を行う枠組みを設けること。

以 上